

平成20年
4月から

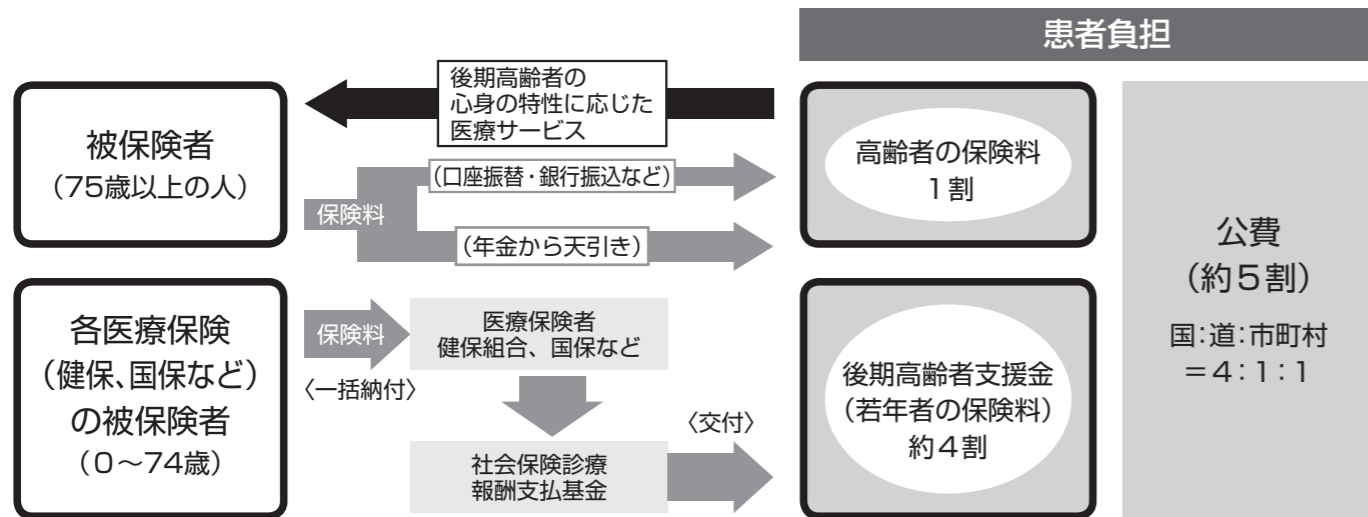
お年寄りの医療制度が変わります ～後期高齢者医療制度がスタート～ Part 3

保険料

北海道の保険料率等は、平成19年11月に開催予定の「北海道後期高齢者医療広域連合議会」で決定されることになっています。

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、皆さんが医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費(国、道、市町村)が5割を負担、現役世代からの支援(若年者の保険料)が4割を負担し、残りの1割を高齢者の皆さんから保険料として納めていただきます。

●後期高齢者医療制度の運営のしくみ



保険料の 決まり方

保険料は被保険者全員が頭割で負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。標準的な割合では均等割額50：所得割額50となります。

所得の低い人や、健康保険組合等の被扶養者であった人は保険料が軽減されます。

保険料 = 均等割額 + 所得割額 ※賦課限度額が設けられます。

●所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます

総所得金額等が…

- 基礎控除額(33万円)を超えない世帯 保険料の均等割額を7割軽減
- 基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の人数(本人を除く)を超えない世帯 保険料の均等割額を5割軽減
- 基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の人数を超えない世帯 保険料の均等割額を2割軽減

※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。

問1 広域連合内で、市町村によって保険料は違うのですか？

答

均等割額と所得割率は広域連合内で均一とされていますので、保険料は原則として広域連合の区域内では均一となります。

ただし、以下の場合には不均一な保険料設定ができる場合があります。

- 離島、その他医療の確保が困難な地域
- 一人当たりの老人医療費が、広域連合内の老人医療費の平均に対して一定割合以上低い市町村

問2 健康保険組合などの被扶養者で、これまで保険料を負担していなかった人も保険料を負担するのでしょうか？

答

75歳以上の被用者保険(健康保険組合や船員保険、共済組合等)の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった人も、後期高齢者医療制度の被保険者となればみんなと同じように保険料を負担します。ただし被保険者の資格を得た日のある月から2年間は保険料の均等割額が5割軽減されます。

対象となる人

- 平成20年3月31日の時点で健康保険組合や船員保険、共済組合等の被扶養者だった人
- 平成20年4月1日以降に、75歳になって資格を得た日の前日に健康保険組合や船員保険、共済組合等の被扶養者だった人

保険料の 納め方

年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。それ以外の場合は市町村に納めます(普通徴収)。

※ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きの対象になりません。

問3 保険料を滞納したらどうなるのでしょうか？

答

特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い保険証(短期被保険者証)が発行されます。また、滞納が1年以上続いた場合には、国民健康保険と同様に、保険証を返還してもらい資格証明書を交付します。

◆問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合事務局

〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内
☎011-290-5601
FAX 011-210-5022
✉ webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp
HP http://iryokouiki-hokkaido.jp/

芽室町住民福祉部保健福祉課国保医療係

〒082-0014
芽室町東4条4丁目5 保健福祉センター(あいあい21)
☎62-9724
FAX 62-0121
✉ h-kokuho@memuro.net
HP http://www.memuro.net/